

○京都府立大学京の防災防疫安全安心研究センター規程

(令和3年京都府立大学規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規程第1号。以下「学則」という。）第10条の規定により、京の防災防疫安全安心研究センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、防災減災、防疫及び人権リスク対策に関する研究の推進、防災減災、防疫及び人権リスク対策を担う人材の育成、及び研究成果の府民への還元等を行うことにより、安全・安心な社会の構築に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 防災減災、防疫及び人権リスク対策に係る研究（以下「防災防疫研究」という。）に関する事
- (2) 防災減災、防疫及び人権リスク対策に関する教育（以下「防災防疫教育」という。）の実施に関する事
- (3) 防災防疫教育に係るFD活動、防災防疫研究及び防災防疫教育に係る自己点検・評価活動の実施に関する事
- (4) 防災防疫研究、防災防疫教育の成果の府民等への還元に関する事
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 学則第14条の規定により、センターに京の防災防疫安全安心研究センター長（以下「センター長」という。）を置き、学長が指名する。

- 2 センターに副センター長を置き、センター長の指名により学長が任命する。
- 3 センターは、第1項及び第2項に定める者のほか、文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された教員（以下「学部選出教員」という。）によって構成する。
- 4 前項の学部選出教員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。
- 5 第1項から第3項に定める者のほか、センター長が学長の下承を得て、必要と認めた者を構成員に加えることができる。
- 6 センターに特任教員、客員教員、特別研究補助員（以下「特任教員等」という。）を置き、共同研究員を受入れることができる。

(任期)

第5条 センター長、副センター長及び学部選出教員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を総括する。

(副センター長)

第7条 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第8条 センターの運営及び所掌事項について企画・実施するため、センターに運営委員会を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学部選出教員の中から、文学部、公共政策学部から教授各1名並びに生命環境学部から教授2名を、センター長の指名により学長が任命する。
- (4) その他センター長が必要と認めた者

2 センター長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に参加させ、意見を聞くことができる。

3 運営委員会は、第4条第6項に定める特任教員等の選考及び共同研究員の受入承認を行う。

(運営委員会会議)

第9条 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、構成する委員の3分の2以上の出席がないときは、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(センター会議)

第10条 センターに、センター組織構成員からなるセンター会議を置く。

2 センター会議の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(部会)

第11条 センターに、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(事務局)

第12条 センターに事務局を置き、事務局長にセンター事務室長を充て、事務はセンターが担当する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。